

6. 保健関係

(1) 元気よく学校生活を送るために

①体調管理について

- ・家庭での健康観察（体調・顔色・食欲・排便など）を十分にしていただき、気づかれたことがありましたら学校への連絡をお願いします。
- ・入学後は環境の変化によって疲れが出やすいため、いつもと違う状態がみられる場合は、無理せず、休養をとってください。

②朝ごはんについて

- ・朝食は一日のエネルギーのもとになるので、しっかり食べてください。

③基本的な生活習慣について

- ・脳や体の成長のために睡眠はとても大切です。十分な睡眠時間を確保してください。
- ・1日1回は排便をする習慣をつけておいてください。
- ・電子メディア機器（テレビ・ゲーム・スマホ・タブレットなど）について、家庭で話し合って、時間や使い方などのルールを決めておいてください。

④準備するものについて

- | | |
|---------------|---------------------------|
| ・水筒（お茶または水のみ） | ・ハンカチ、ティッシュ |
| ・給食用マスク | ・下着や靴下などの着替え（ランドセルに入れておく） |

(2) 欠席連絡について

- ・学校を欠席する場合は、連絡アプリ「tetoru（テトル）」の入力をお願いしています。
- ・新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、麻しん（はしか）、風しん、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎など感染性の疾患と診断された場合は、出席停止となります。必ず学校へ連絡をしてください。

(3) 救急処置について

- ・学校で行うことのできる救急処置は以下の2点です。
①医師や医療機関に引き渡すまでの手当て ②医療の対象にならない程度の傷病の手当て
- ・登下校を含む学校での生活の中で起こったけがや病気が対象です。継続した手当てが必要な場合は、病院受診をおすすめします。

(4) 保健室での休養や早退について

以下の場合には、休養や早退の対応を行います。

〈休養を勧めるとき〉

- ・保健室で一時的な休養をとれば、教室に戻ることができると思われる場合
- ・しばらく症状の観察の必要がある場合

- | |
|--|
| ○ 特別な事情がない限り、 <u>休養時間は1時間以内</u> としています。 |
| ○ 保護者の方には、担任または養護教諭からお子さまの休養の様子をお知らせします。 |
| 帰宅後の様子をみてください。 |

＜早退について＞

- ・症状の軽減や消退がみられない場合
- ・学校で休養をしても回復に時間がかかると予想される場合
- ・保護者のもとに帰したうえで受診が必要な場合

- | |
|---|
| ○ 保護者の方への連絡は、原則、担任が行います。
(連絡先が変更になった場合などは、速やかにお知らせください。) |
| ○ お子さまを安全に帰宅させるために、 <u>保護者の方に迎えにきていただきます。</u> |
| ○ お迎えが来るまでは、保健室等で養護教諭または他の職員が付き添います。 |
| ○ できるだけ早い受診が必要であるが、保護者の方と連絡がつかない場合または迎えに時間がかかる場合には、学校からタクシーで病院へ移送することがあります。その場合、保護者の方にはその旨を学校側から伝えます。 |

(5) 救急車を要請するような緊急時について

早く医療機関での処置を行なわないと生命の危険または後遺症が残ることが考えられるような場合や以下のような状態になったときには、管理職の判断のもと救急車で医療機関へ搬送します。

①呼吸停止、心停止があるもの	②意識喪失の持続するもの
③ショック症状の持続するもの (顔面蒼白、冷や汗、脱力感、頻脈、嘔吐など)	
④けいれんの持続するもの	⑤激痛の持続するもの
⑥多量の出血を伴うもの	⑦骨の変形をおこしたもの
⑧大きな開放創を伴うもの	⑨広範囲の火傷をうけたもの

- | |
|--|
| ○ 校内で事故が起きた場合、応急手当を行うと同時に学校から救急車を呼びます。 |
| ○ 保護者の方には連絡をしますので、できるだけ早く病院に来てくださるようにお願いします。保護者の方に連絡がつかない場合は病院移送後、管理職から十分に説明いたします。 |

(6) 緊急連絡カードについて ※4月9日（木）に提出してください。

- ・学校での急な病気やけがで受診が必要な場合には保護者の方へ連絡します。
- ・緊急連絡カードには、必ず連絡のつく電話番号をご記入ください。
職場の場合は、勤務先名称の記入をお願いします。

(7) スポーツ振興センター災害共済給付制度について ※入学式の日に配布予定

- ・学校の管理下で起きたけがや病気について、「スポーツ振興センター災害共済給付制度」に加入している場合は医療費が支給されます。
- ・松江市の「子ども医療費助成」よりも優先して利用します。
- ・掛金は年額460円です。
- ・本校では、毎年全員に加入していただいています。

(8) フッ化物洗口について ※入学式の日に配布予定

- ・松江市ではむし歯予防の一環として、フッ化物洗口を行っています。(希望者のみ)
- ・本校では、原則、毎週水曜日の朝礼時に実施しています。